

第 3 次
飯能市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)



2 0 1 9 年 3 月

飯 能 市

目 次

第1章 計画の基本的事項	2
1 計画策定の背景	2
2 計画の目的	3
3 基準年度と計画の期間	3
4 計画の対象範囲	3
5 計画の対象となる温室ガス	4
6 計画の位置づけ	4
第2章 前期計画の達成状況	6
1 温室効果ガスの活動量	6
第3章 前期計画との変更点	7
1 これまでの計画について	7
2 本計画について	7
第4章 計画の目標	8
1 基準年の温室効果ガス排出量	8
2 基準年の活動項目別温室効果ガス排出量	9
3 温室効果ガス排出削減目標	11
第5章 温室効果ガスの排出削減の取組	12
1 環境方針	12
2 取組内容	12
3 温室効果ガス排出の抑制に配慮した取り組み	13
第6章 計画の推進と管理体制	15
1 管理体制	15
2 計画の推進に対する啓発、情報提供	15
3 点検及び公表	15

資料編

1 対象施設等一覧表	16
------------	----

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

化石燃料の消費、大量生産・大量消費・大量廃棄型の産業活動に伴う温室効果ガスの排出、吸収源となる森林の破壊などが地球温暖化の原因と言われています。

地球温暖化の影響は、気温の上昇、海水面の上昇、豪雨や干ばつ等の異常気象、農作物の不作、植生や野生生物の分布の変化等、国内外において顕在化しています。

国連気候変動に関する政府間パネル（I P C C）から発表された第5次評価報告書では、「気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また1950年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものである。」と述べられています。

日本では地球温暖化対策計画において、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減することを目標としております。

全ての都道府県及び市区町村は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第107号）第21条により、事務及び事業に関する「地方公共団体実行計画」の策定が義務付けられました。

【地球温暖化対策の推進に関する法律（抄）】

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

本市では、平成 14 年(2002年)2月に I S O 1 4 0 0 1 の認証を取得し、平成 20 年(2008年)に認証を返上後、ダイア 4 市で I S O 1 4 0 0 1 合同自己宣言に移行しました。また、平成 27 年(2015年)に合同宣言を取り下げ、平成 28 年(2016年)より独自の環境マネジメントシステムを構築し、市が環境に与える影響の効果的かつ継続的な改善を図っています。

2 計画の目的

本計画は、本市の組織及び施設におけるすべての事務・事業から排出される温室効果ガスを削減するために、職員による積極的な省エネや省資源などの取組を推進することを目的とします。

3 基準年度と計画の期間

本計画は、排出量実績を適切に把握できる直近の年度であり、直近の排出状況を考慮して平成 29 年度(2017年度)を基準とし、計画期間は令和元年度(2019年度)から令和 5 年度(2023年度)までの 5 年間とします。

4 計画の対象範囲

市役所のすべての事務・事業を対象とします。

また、市から委託されて施設の管理、運営を行っている事業者等に対しても、温室効果ガスの排出抑制の措置を講じるよう要請するものとします。

対象施設等は 17 頁の「【資料 1 対象施設等一覧表】」のとおりです。

5 計画の対象となる温室効果ガス

温室効果ガスとして、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条3項においては二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン（ HFC ）、パーフルオロカーボン（ PFC ）、六ふっ化硫黄（ SF_6 ）、三ふっ化窒素（ NF_3 ）の7種類の物質をあげています。

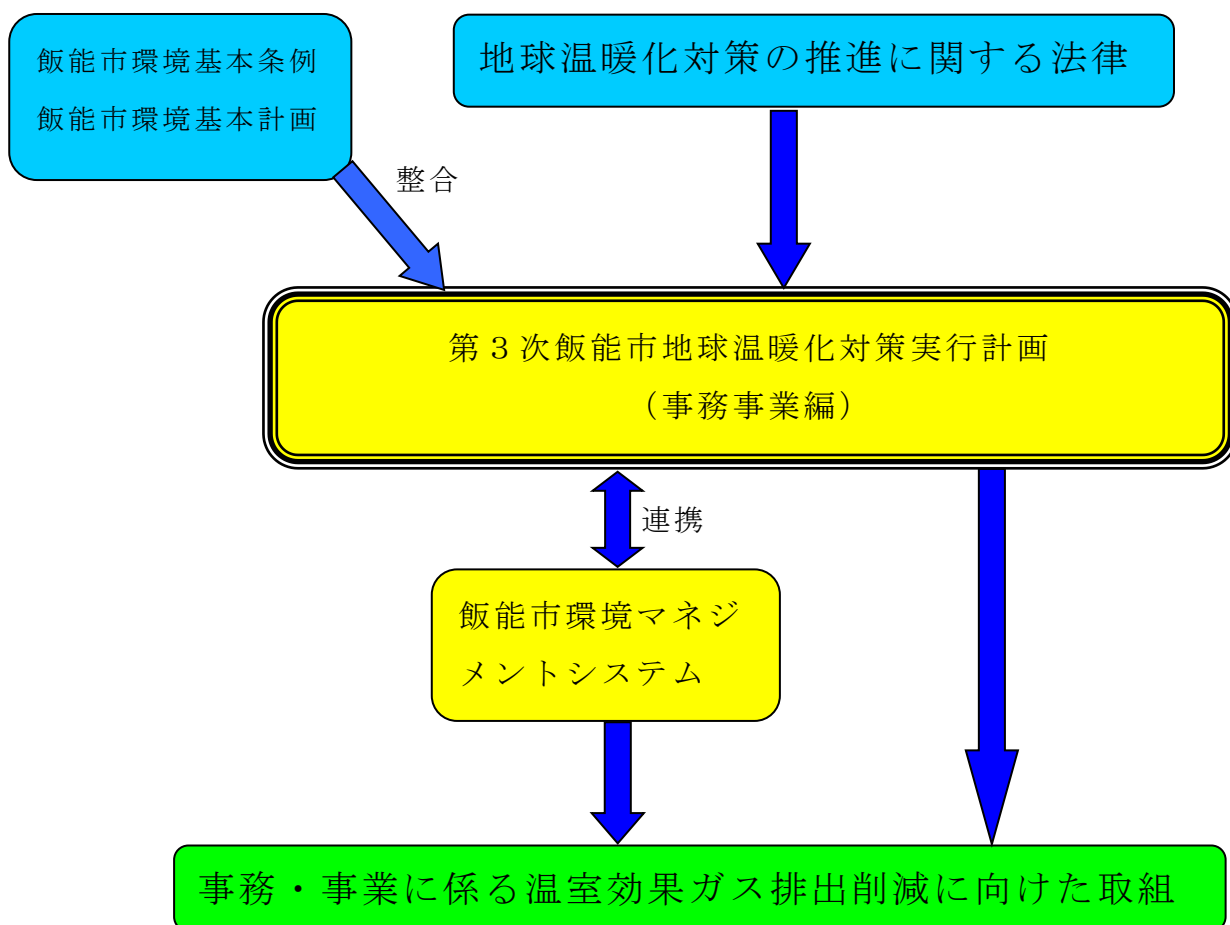
本計画では、パーフルオロカーボン（ PFC ）、六ふっ化硫黄（ SF_6 ）、三ふっ化窒素（ NF_3 ）の3種類については、使用把握が困難なため、対象外とします。

温室効果ガスの種類	主な発生源
二酸化炭素（ CO_2 ）	電気の使用、化石燃料の使用、廃プラスチック類の焼却
メタン（ CH_4 ）	自動車の走行、一般廃棄物の焼却、下水処理、し尿処理、浄化槽
一酸化二窒素（ N_2O ）	自動車の走行、一般廃棄物の焼却、下水処理、し尿処理、浄化槽
ハイドロフルオロカーボン（ HFC ）	自動車エアコンの使用

6 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条で規定する「地方公共団体実行計画（事務事業編）」となります。温室効果ガスの排出の抑制等を推進する対策として、市の事務事業により排出する温室効果ガスの排出量の削減を図るための施策であり、次のように位置づけます。

<計画の位置付け図>



第2章 前期計画の達成状況

1 温室効果ガス排出状況

本市での事務事業の実施に伴い発生する温室効果ガスの総量は、平成24年度(2012年度)(前期計画の基準年度)から平成27年度(2015年度)に増加をした後、平成28年度(2016年度)に減少となり、平成29年度(2017年度)に増加に転じました。平成29年度(2017年度)における温室効果ガス排出量は約23,266.7t-CO₂となっています。

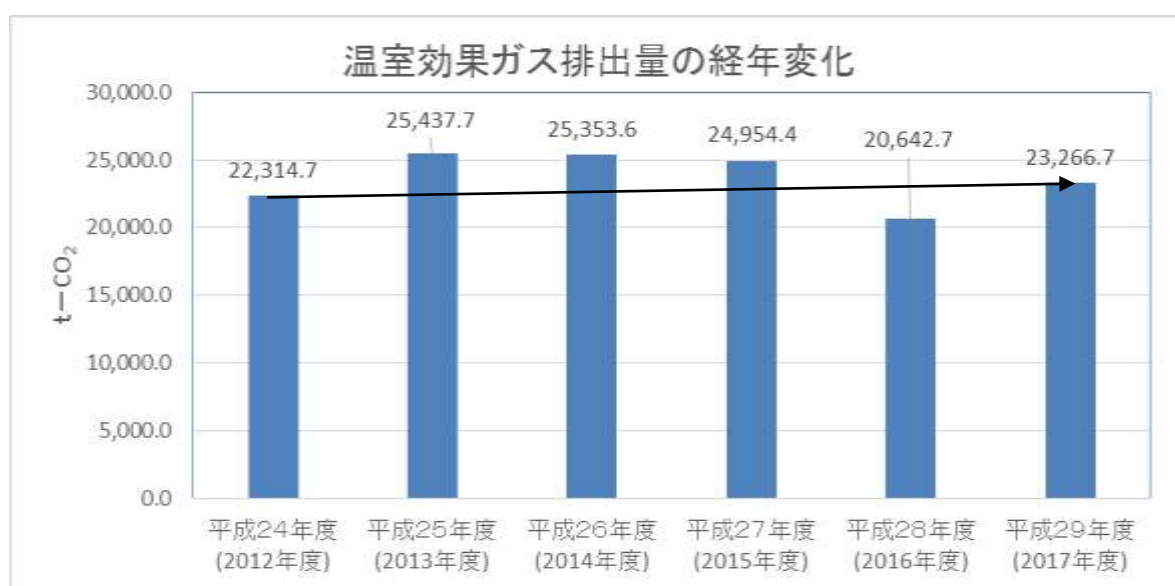
前期計画では、平成30年度(2018年度)までに平成24年度(2012年度)から2.7%削減することとしており、目標達成の可能性は難しいといえます。

温室効果ガス排出量の経年変化

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
温室効果ガス 排出量(t-CO ₂)	22,314.7	25,437.7	25,353.6	24,954.4	20,642.7	23,266.7
平成24年度比(%) (2012年度比(%))	—	14.0%増	13.6%増	11.8%増	7.5%減	4.3%増

※対象について

事務事業における温室効果ガス削減に向けた全庁的な取組を進めるにあたり、「温室効果ガス総排出量 算出方法ガイドライン Ver. 1.0(平成29年3月 環境省 総合環境政策局 環境計画課)、以下「ガイドライン」という。」に基づき集計しました。なお、平成24年度から平成28年度にかけて過去に「飯能市職員温室効果ガス削減行動計画年次報告書」及び「飯能市事務・事業に係る温室効果ガス削減行動計画年次報告書」として報告したものを見直し再集計しました。



第3章 前期計画との変更点

1 これまでの計画について

平成26年3月に策定した「飯能市事務・事業に係る温室効果ガス削減行動計画」では、飯能市の事務事業から排出される温室効果ガスを「市民生活関連事業」、「市民利用施設事業」、「教育関連事業」、「オフィス事業」、「指定管理者管理施設」の5つの事業に区分し、「年次報告書」として取りまとめていました。

一方、並行して「飯能市環境マネジメントシステム」に基づき、飯能市役所の各部局に係る温室効果ガス排出量の取りまとめも行っていました。

昨年度（平成30年度）については、このうち後者「飯能市環境マネジメントシステム」に基づいた温室効果ガスの取りまとめについて、市職員や市民に理解されやすいものとするために見直しを行いました。

2 本計画について

事務事業における温室効果ガス排出に向けた全庁的な取り組みを進めるにあたり、今後は温室効果ガスの排出量についてこれまでの2つの取りまとめ方を見直し、「地球温暖化の推進に関する法律」行政機構図順に部局ごとに「温室効果ガス総排出量 算出方法ガイドライン Ver. 1.0（平成29年3月環境省 総合環境政策局 環境計画課）、以下「ガイドライン」という。」に基づき集計したものを庁内外において提示するものとします。

※主な変更点

前期計画	本計画
集計区分 市民生活関連事業、市民利用施設事業、教育関連事業、オフィス事業、指定管理者管理施設 計5事業	集計区分 企画部(秘書室含)、総務部(選挙管理委員会含)、財務部、市民生活部(危機管理室含)、産業環境部(農業委員会含)、健康福祉部、建設部、議会事務局(会計課、監査委員事務局含)、学校教育部、生涯学習スポーツ部、上下水道部 計11部局

第4章 計画の目標

1 基準年の温室効果ガス排出量

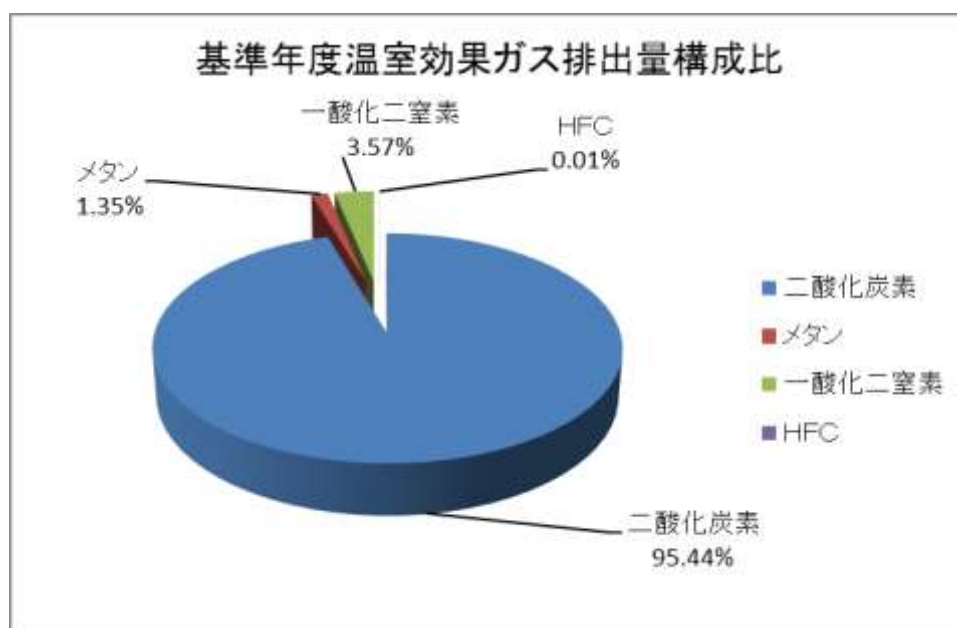
本計画は、排出量実績を適切に把握できる直近の年度であり、直近の排出状況を考慮して平成29年度(2017年度)を基準年とします。

対象施設等は15頁の「【資料1 対象施設等一覧表】」のとおりです。また排出量の積算にあたっては、「ガイドライン」に基づいて算定するものとします。

基準年（平成29年度(2017年度)）における温室効果ガス排出量

温室効果ガス	排出量(t)	地球温暖化係数	二酸化炭素換算排出量 (t-CO ₂)
二酸化炭素	22,204.9	1	22,204.9
メタン	12.6	25	314.9
一酸化二窒素	2.5	298	744.7
HFC	0.0018	1,430	2.5
計			23,266.7

※四捨五入をしているため、合計が必ずしも一致しません。



2 基準年（平成29年度）の活動項目別温室効果ガス排出量

活動項目別の温室効果ガス排出量は、以下のとおりです。

【平成29年度】

活動項目	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	比率(%)
電気	12,116.9	52.1
ガソリン	178.7	0.8
灯油	784.4	3.4
軽油	42.2	0.2
A重油	144.0	0.6
LPG	275.2	1.2
都市ガス	1,085.8	4.7
一般廃棄物焼却	2,392.7	10.3
プラスチック焼却	5,514.4	23.7
職員排出 可燃ごみ焼却	0.1	0.0
職員排出 プラスチックごみ焼却	1.4	0.0
ボイラー	3.9	0.0
自動車走行 (カーエアコン含)	10.0	0.0
し尿処理	26.8	0.1
下水処理	589.3	2.5
浄化槽使用	100.7	0.4
計	23,266.7	100.0

※四捨五入をしているため、合計が必ずしも一致しません。

部署別の温室効果ガス排出量は、以下のとおりです。

【平成２９年度】

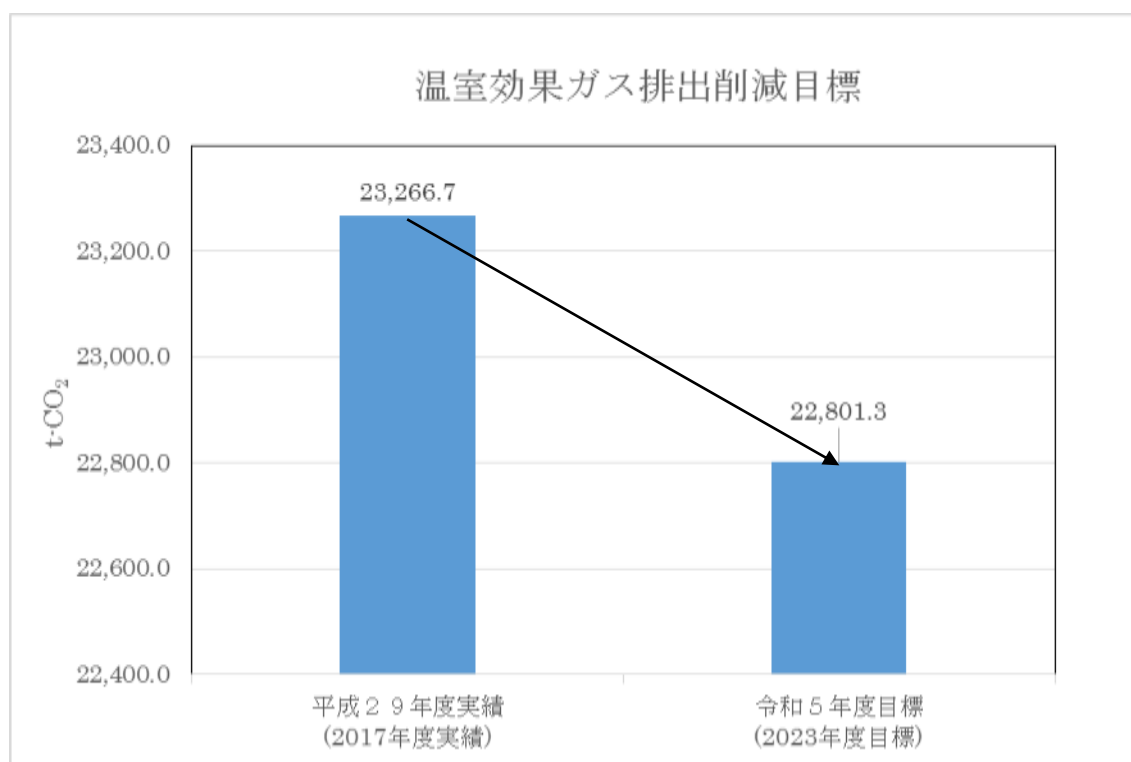
活動項目	企画部 (秘書室含)	総務部 (選挙管理委員会含)	財務部	市民生活部 (危機管理室含)	産業環境部 (農業委員会含)	健康福祉部	建設部	議会事務局 (会計課、監査委員事務局含)	学校教育部	生涯学習 スポーツ部	上下水道部	合計(kg-CO ₂)
電気	0	0	363,436	616,778	1,796,568	1,013,003	1,706,474	0	1,650,652	425,748	4,544,150	12,116,808
ガソリン	0	0	36,301	17,383	34,541	49,035	15,725	0	4,512	8,445	12,790	178,731
灯油	0	0		867	267,974	328,088	0	0	187,141	0	359	784,429
軽油	0	0	5,421	6,405	10,333	5,035	8,295	0	0	1,760	4,991	42,239
A重油	0	0	0	0	18,374	0	0	0	88,617	0	37,035	144,026
LPG	0	0	0	1,882	11,725	113,611	145	0	147,563	0	252	275,177
都市ガス	0	0	89,863	185,484	145	214,282	0	0	512,522	83,503	0	1,085,798
一般廃棄物焼却	0	0	0	0	2,392,728	0	0	0	0	0	0	2,392,728
プラスチック焼却	0	0	0	0	5,514,450	0	0	0	0	0	0	5,514,450
職員排出 可燃ごみ焼却	3	4	8	13	10	18	10	3	3	5	6	83
職員排出 プラスチックごみ焼却	57	67	132	213	156	302	164	43	46	86	102	1,368
ボイラー	0	0	0	6	3,899	0	0	0	0	0	0	3,904
自動車走行 (カーエアコン含)	0	0	2,237	1,069	1,788	2,822	931	0	225	404	645	10,122
し尿処理	0	0	0	0	26,808	0	0	0	0	0	0	26,808
下水処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	589,330	589,330
浄化槽使用	0	0	0	14,215	5,876	22,727	23,613	0	33,357	324	540	100,653
合計(kg-CO ₂)	60	71	497,399	844,314	10,085,373	1,748,924	1,755,356	46	2,624,636	520,275	5,190,200	23,266,654

※四捨五入をしているため、合計が必ずしも一致しません。

3 温室効果ガス排出削減目標

事務事業により排出する温室効果ガスについては、これまでの実績を踏まえ現実的な目標を決定します。これまで全庁的に削減を進めてきたこともあり、今後、大幅な削減は見込めないことから、前期計画と同等程度を目指して平成31年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)までの5年間で基準年から2.0%削減することを目標とします。なお、削減にあたり必要な公共サービスの質を低下させないことを前提とします。

	平成29年度実績 (2017年度実績)	令和5年度目標 (2023年度目標)
温室効果ガス 排出量(t-CO ₂)	23,266.7	22,801.3
平成29年度比(%) (2017年度比(%))	—	2.0%減



第5章 温室効果ガスの排出削減の取組

1 環境方針

環境方針では、基本方針に「省資源・省エネルギー及びリサイクルに努める」ことが掲げられています。

【飯能市環境方針（抄）】

《基本方針》

（２）資源、エネルギーの節減 省資源・省エネルギー及びリサイクルに努め、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会づくりを目指します。

2 取組内容

温室効果ガス排出削減目標を達成するために、職員ひとりひとりが高い環境意識のもと、以下の取り組みを進めます。

①電気使用量の削減

- ・始業前、昼休み、終業時には市民サービスに支障のない範囲で照明を消します。
- ・廊下や通路などは、最小限の照明を使用します。
- ・会議室、給湯室、更衣室などは、使用時以外は消灯します。
- ・昼休みなどＯＡ機器を長時間使用しない時は電源を切ります。
- ・使用時以外の電気機器は、コンセントからプラグを抜き、待機電力の削減に努めます。
- ・プリンターは、その日の最初の使用者が電源を入れます。
- ・エレベーターは、荷物の運搬等を除き使用を控えます。
- ・計画的かつ効率的な事務執行を図り、ノー残業デーを励行します。
- ・電気機器等の導入や交換時には、ＬＥＤなど省エネタイプの機器導入に努めます。
- ・その他電気使用量の削減に努めます。

②自動車の燃料消費量の削減

- ・ノーカーデーの推進に努めます。
- ・自動車利用時には、アイドリングストップを励行し、急発進、急加速をしない。

いなどのエコドライブを実践します。

- ・公共交通機関の利用が可能な時は、これらの交通手段の利用に努めます。
- ・自動車の調達に際しては、低燃費車や低公害車を導入します。
- ・タイヤの空気圧点検等、適切な車両整備を行います。
- ・目的地が近距離の場合などは、徒歩での移動に努めます。

③空調設備等の燃料消費量の削減

- ・空調機の稼動期間、稼動時間や冷暖房の設定温度を適切に調整します。
- ・クールビズ、ウォームビズに努めます。
- ・冷暖房中は、窓の開放は必要最小限に行ないます。
- ・給湯などは効率的に使用します。
- ・バイオマス機器（ペレットストーブ）の利用を推進します。

3 温室効果ガス排出の抑制に配慮した取り組み

①グリーン購入の推進

- ・環境に配慮した物品の購入に努めます。
- ・資源やエネルギーの消費が少ない物品の購入に努めます。
- ・再使用が可能な物品の購入に努めます。
- ・リサイクルが可能な物品の購入に努めます。
- ・長期間使用ができる物品の購入に努めます。
- ・廃棄するときに適正な処理や処分が容易な物品の購入に努めます。

②紙類使用量の抑制

- ・資料・チラシ等は適正部数を作成します。
- ・トナーカット削減率50%を目指します。
- ・両面コピー、両面印刷、集約印刷（2ページ以上を1ページに印刷すること）に努めます。
- ・使用済コピー用紙の裏面使用を励行します。
- ・庁内LANを積極的に活用し、印刷物削減に努めます。
- ・使用済封筒は、庁内用等に再利用します。
- ・ミスコピーをしないよう留意するとともに、ミスコピー用紙は裏面コピー、メモ用紙等に使用します。

③リサイクル、リユースの推進

- ・印刷物は、再生紙を利用します。

- ・ビン、カン、ペットボトル、プラスチック等は、分別してリサイクルを徹底します。
- ・新聞、雑誌、段ボール、雑紙等、紙類の分別回収を徹底します。
- ・使用可能で不要になったものは、庁内掲示板等を活用し再利用に努めます。

④水の使用量の削減

- ・手洗い、食器洗い等の際には、こまめに水を止めます。
- ・お湯は必要量だけ沸かし、電気ポットの使用は最小限に抑えます。
- ・水量の調整など節水に努めます。

⑤廃棄物の削減

- ・ごみの分別を徹底し、ごみの発生の抑制に努めます。
- ・割り箸の使用をやめ、マイ箸の使用を徹底します。
- ・イベント等の開催に際しては、使い捨て容器の使用を自粛し、ごみの分別など環境に配慮します。
- ・シュレッダーの使用は個人情報に記載されているものに限りします。
- ・マイバッグ等を利用し、レジ袋や過剰包装は原則として断ります。

⑥緑化の推進

- ・森林の温室効果ガスの吸収作用を、より強化するため市有林の整備に努めます。
- ・公共施設内に草花や木を植栽し、緑化を推進します。
- ・窓辺の緑化を推進します。

⑦環境に配慮した建設工事の推進

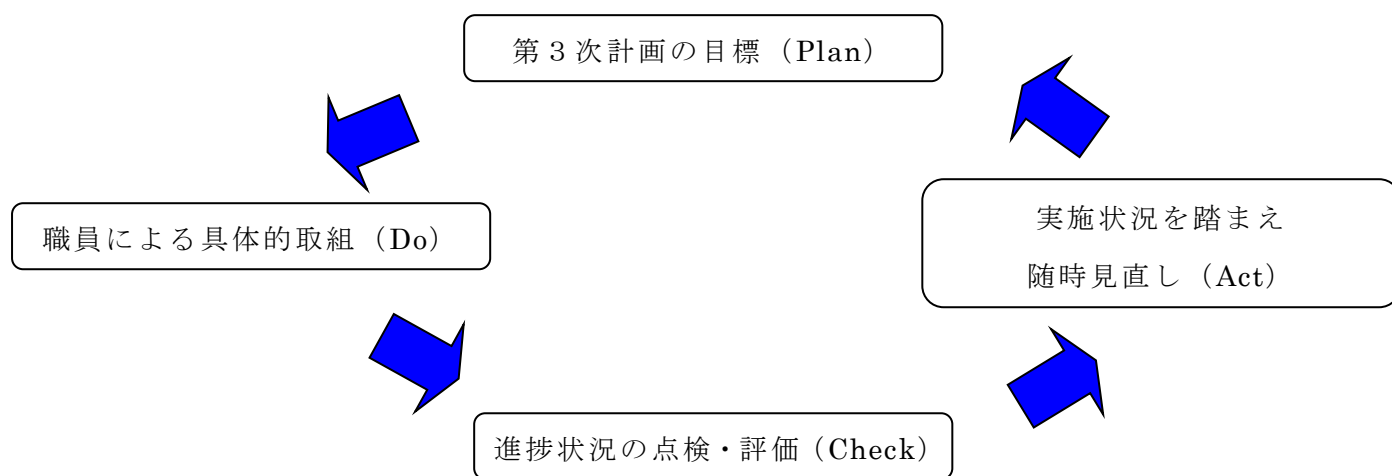
- ・環境に配慮した設計に努め、再生材の利用を推進します。
- ・低騒音、低振動、低排出ガス等、環境に配慮した施工方法を請負業者に要請します。
- ・公共施設の整備に際しては、太陽光など新エネルギーの活用や環境に配慮した設備等の導入を検討します。
- ・地産地消の観点から、西川材など地元産業品を使うように努めます。

第6章 計画の推進と管理体制

1 推進体制

本計画を効果的・効率的に推進するため、「飯能市環境マネジメントシステム」の環境管理組織体制を活用したPDCAサイクルを運用し、事務事業により排出する温室効果ガスの総排出量を進行管理していきます。

運行管理にあたっては、その年の気候や施設の稼働状況等によって増減する可能性を考慮して、見直しを図ります。



2 計画の推進に対する啓発、情報提供

計画の推進にあたっては、一人ひとりが事務・事業における環境への負荷を自覚して、地球温暖化対策に配慮した取り組みを展開していくことが不可欠です。本計画を効果的・効率的に推進するため、地球温暖化対策に関する情報の提供、温室効果ガス排出状況等、環境に関する情報を職員及び関係施設に周知します。

3 点検及び公表

温室効果ガス排出量を調査し、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第10項の規定により、点検・評価・公表を市ホームページ等により公表します。

資料編

【資料 1】対象施設等一覧表（行政機構図順2019年4月現在）

所属部署		所属・施設等
議会総務課		
秘書室		
危機管理室		危機管理室
		防災行政無線
		消防団施設
行政不服審査室		
企画部	地方創生推進室	地方創生推進室
	企画調整課	企画調整課
	情報戦略課	情報戦略課
総務部	庶務課	庶務課
	職員課	職員課
	契約検査課	契約検査課
財務部	財政課	財政課
	管財課	本庁舎・本庁舎別館・第二庁舎
	市民税課	市民税課
	資産税課	資産税課
	収税課	収税課
市民生活部	地域活動支援課	地域活動支援課
		富士見地区行政センター
		旧南川小学校
		旧北川小学校
		飯能中央地区行政センター
		第二区地区行政センター
		精明地区行政センター
		双柳地区行政センター
		加治地区行政センター
		加治東地区行政センター
		美杉台地区行政センター
		南高麗地区行政センター
		吾野地区行政センター
		東吾野地区行政センター
		原市場地区行政センター
		名栗地区行政センター
		あすなろ会館
		ふるさと会館
		市民活動センター
	賑わい創出課	賑わい創出課
	市民課	市民課
		飯能駅サービスコーナー
	生活安全課	生活安全課
		道路照明灯
	交通政策室	交通政策室
	市民会館	市民会館

	所属部署	所属・施設等
産業環境部	産業振興課	産業振興課
	観光・エコツーリズム推進課	観光・エコツーリズム推進課
		さわらびの湯
		観光トイレ
		観光案内所
	農業振興課	農業振興課
		ふれあい農園施設
		農林産物加工直売所
	鳥獣被害対策室	鳥獣被害対策室
	森林づくり推進課	森林づくり推進課
林業センター		
環境緑水課	カヌー工房	
	環境緑水課	
	資源循環推進課	
	資源循環推進課	
健康福祉部	地域・生活福祉課	地域・生活福祉課
		南高麗福祉センター
		原市場福祉センター
	障害者福祉課	障害者福祉課
		総合福祉センター (身体障害者福祉センター)
		つぼみ園
	介護福祉課	介護福祉課
		総合福祉センター (老人福祉センター)
		敬愛園
	子育て支援課	子育て支援課
総合福祉センター (児童センター)		
子育て総合センター		
美杉台児童館		
トーベ・ヤンソン		
あけぼの子どもの森公園		
保育課	保育課	
	山手保育所	
	第二区保育所	
	富士見保育所	
	浅間保育所	
	加治保育所	
	加治東保育所	
	美杉台保育所	
	吾野保育所	
健康づくり支援課	原市場保育所	
	健康づくり支援課	
	保健センター	
保険年金課	保健センター名栗分室	
	保険年金課	

所属部署		所属・施設等
健康福祉部	医療政策室	医療政策室
		東吾野医療介護センター
		訪問看護ステーション
		南高麗診療所
		名栗診療所
建設部	まちづくり推進課	まちづくり推進課
	道路公園課	道路公園課
		公園灯
	東飯能駅自由通路	
建築課	建築課	
区画整理課	区画整理課	
会計課		
上下水道部	水道業務課	水道業務課
	水道工務課	水道工務課
		小岩井浄水場
		本郷浄水場
		名栗浄水場
		美杉台ポンプ場
		永田台ポンプ場
		坂石配水場
		県水受水場
		有間増圧ポンプ場
		大河原第二配水場
	下水道課	下水道課
		浄化センター
		原市場浄化センター
		マンホールポンプ場
	選挙管理委員会	
監査委員会事務局		
公平委員会		
農業委員会事務局		
固定資産評価審査委員会		
学校教育部	教育総務課	教育総務課
	学校教育課	学校教育課
		教育センター
	名栗幼稚園	名栗幼稚園
	飯能第一小学校	飯能第一小学校
	飯能第二小学校	飯能第二小学校
	南高麗小学校	南高麗小学校
	加治小学校	加治小学校
	精明小学校	精明小学校
	原市場小学校	原市場小学校
	富士見小学校	富士見小学校
	加治東小学校	加治東小学校
	双柳小学校	双柳小学校
	美杉台小学校	美杉台小学校
	名栗小学校	名栗小学校
	奥武蔵小学校	奥武蔵小学校

	所属部署	所属・施設等
学校教育部	飯能第一中学校	飯能第一中学校
	南高麗中学校	南高麗中学校
	飯能西中学校	飯能西中学校
	原市場中学校	原市場中学校
	加治中学校	加治中学校
	美杉台中学校	美杉台中学校
	名栗中学校	名栗中学校
	奥武蔵中学校	奥武蔵中学校
	南高麗給食共同調理場	南高麗給食共同調理場
	原市場給食共同調理場	原市場給食共同調理場
	双柳給食共同調理場	双柳給食共同調理場
	名栗給食共同調理場	名栗給食共同調理場
	奥武蔵給食共同調理場	奥武蔵給食共同調理場
生涯学習スポーツ部	生涯学習課	生涯学習課
	スポーツ課	スポーツ課
		市民体育館
		市民プール
		飯能第一中学校屋外照明施設
		名栗スポーツ広場
	図書館	図書館
		こども図書館
	博物館	博物館
		名栗くらしの展示室